

## 令和6年3月愛荘町議会定例会会議録

令和6年3月21日（木）午前9時00分開議

### 議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第 1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 3 議案第 3号 愛荘町支所設置条例
- 日程第 4 議案第 6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算
- 日程第 8 議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第11 議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12

~~~~~

- 追加日程第 1 同意第 6号 愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 同意第 7号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 同意第 8号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 4 同意第 9号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 5 議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 追加日程第 6 議案第 23 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 7 議案第 24 号 愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 8 議案第 25 号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 9 議案第 26 号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 10 議案第 27 号 愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 11 議案第 28 号 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 12 議案第 29 号 財産の取得につき議決を求めることについて
- 追加日程第 13 議案第 30 号 協定の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 14 議案第 31 号 損害賠償の額を定めることについて
- 追加日程第 15 議案第 32 号 損害賠償の額を定めることについて
- 追加日程第 16 議案第 33 号 令和 5 年度愛荘町一般会計補正予算（第 11 号）
- 追加日程第 17 議案第 34 号 令和 6 年度愛荘町一般会計補正予算（第 1 号）

~~~~~

- 追加日程第 1 議提第 2 号 議会改革特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 議提第 3 号 議員派遣について

~~~~~

- 追加日程第 1 議長辞職の件

~~~~~

追加日程第 1 選挙第 1 号 議長の選挙

~~~~~

追加日程第 1 副議長辞職の件

~~~~~

追加日程第 1 選挙第 2 号 副議長の選挙

~~~~~

追加日程第 1 指定第 1 号 議席の変更について

追加日程第 2 選任第 2 号 常任委員会委員の選任について

追加日程第 3 報告第 2 号 常任委員会正副委員長の報告について

追加日程第 4 同意第 10 号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 5 選任第 3 号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 6 報告第 3 号 議会運営委員会正副委員長の報告について

追加日程第 7 選挙第 3 号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第 8 選挙第 4 号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 選挙第 5 号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第 10 選挙第 6 号 東近江行政組合議会議員の選挙について

追加日程第 11 選任第 4 号 特別委員会委員の選任について

追加日程第 12 報告第 4 号 特別委員会正副委員長の報告について

追加日程第 13 議提第 4 号 議会運営委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 14 議提第 5 号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 15 議提第 6 号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 16 議提第 7 号 広報常任委員会閉会中の継続調査について

---

### 出席議員（14名）

1 番 久保田 正 利 君

2 番 小 菅 久 宣 君

3 番 中 川 喜代和 君

4 番 澤 田 源 宏 君

5 番 森 野 隆 君

6 番 村 田 定 君

7 番 上 田 太 治 君

8 番 高 橋 正 夫 君

9 番 外 川 善 正 君

10 番 河 村 善 一 君

11番 瀧 すみ江 君

12番 竹 中 秀 夫 君

13番 辰 己 保 君

14番 村 西 作 雄 君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

|              |        |                                           |         |
|--------------|--------|-------------------------------------------|---------|
| 町 長          | 有村国知君  | 副 町 長                                     | 中西 功君   |
| 教 育 長        | 徳田 寿君  | 企画政策監兼みらい創生課長事務取扱<br>兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 | 西川傳和君   |
| 総務政策監        | 生駒秀嘉君  | 福 祉 政 策 監                                 | 木村美紀君   |
| 産 業 政 策 監    | 北川三津夫君 | 兼健康推進課長事務取扱                               | 上林市治君   |
| 経 営 戦 略 課 長  | 田中孝幸君  | 教 育 次 長                                   | 久保川瑞穂君  |
| くらし安全環境課長    | 水谷徹也君  | 兼教育振興課長事務取扱                               |         |
| 地域包括支援センター所長 | 越後聡美君  | 行 革 ・ D X 推 進 室 長                         |         |
| 税 務 課 長      | 藤澤雅史君  | 兼公共施設最適配置推進室長                             | 福 祉 課 長 |
| 商 工 観 光 課 長  | 阪本 崇君  | 住 民 課 長                                   | 楠 真二君   |
| 学校教育担当課長     | 奥村 晃君  | 農 林 振 興 課 長                               | 山本拓也君   |
|              |        | 建 設 ・ 下 水 道 課 長                           | 羽田順行君   |
|              |        | 歴 史 文 化 博 物 館 長                           | 下村今日子君  |

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 森 まゆみ 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第1、議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第3、議案第3号 愛荘町支所設置条例は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

〔総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（森野 隆君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和6年3月21日愛荘町議会議長、村西作雄様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を原案可決。議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例を原案可決。議案第3号 愛荘町支所設置条例を原案可決。

2、審査経過。3月11日に総務産業建設常任委員7名の出席のもと、議案第1号から議案第3号を一括に審議しました。

質疑の主なものは、秦荘支所取扱い業務について。愛知川保健センターの番地につ

いて、住民への周知についてであります。議案第1号に対する討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号に対する討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、可否同数で委員長の決するところにより、議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号に対する討論はありませんでした。採決の結果、起立多数で、議案第3号 愛荘町支所設置条例は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** 初めに、議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例、議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第3号 愛荘町支所設置条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

議案第1号、議案第2号、議案第3号の討論及び採決はそれぞれ行います。

これより議案第1号の討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例に対して反対を表明します。議案1号、2号、3号は共通して庁舎集約化に関する議案ですので、2号、3号も同じ理由で反対を表明します。

庁舎集約化は、これまで議員や町民がの納得が得られていない中で進められてきました。令和4年7月に公共施設の最適配置についての住民説明会を秦荘会場と愛知川会場で2回にわたって開催されましたが、そこで出された町民の疑問や意見に町が答えられていないのが現状でした。

秦荘庁舎が支所になる計画について、今までと変わらない町民サービスを行っていくのが課題です。行政は町民に秦荘のサービス室が充実すると説明していますが、秦荘庁舎が支所になれば、現在秦荘庁舎に置かれている教育委員会、建設・下水道課、

商工観光課、農林振興課で完結できている約90の事務が愛知川に移り、サービス室で新たに完結できるようになる事務が19であり、このことを考えても、秦荘の人たちへのサービスは低下することが明らかです。また、令和3年4月27日に庁舎リニューアル工事費の補正予算を取り下げてから、令和5年度までに何人もの議員が数々の提案、意見などを出してきましたが、それを取り入れる姿勢は町長にはありませんでした。

以上、納得できない行政運営と町民の合意も得られないまま進められた庁舎集約化を批判して、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** 8番、高橋正夫です。私は、議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。令和6年度において役場庁舎統合を行い、現在の秦荘庁舎を秦荘支所として運用していく予定をされておられます。

主に秦荘地域における住民サービスの維持を担保するため、秦荘支所では従来の秦荘サービス室以上の業務を担うことになり、その準備段階として、新年度当初においては、これまで住民課配下にあった秦荘サービス室を課として位置づけ、業務内容の拡充が行われます。その後、本年9月には秦荘支所として設置する予定であり、これら一連の組織改編を行うことで、滞りなくサービスを提供できるよう進めていただけるものであります。

以上の理由により、本条例の制定については妥当なものであることで賛成するものでございます。改正内容が今後の行政運営で適切に執行されることをお願いいたします。議員各位におかれましても御賛同をお願いし、討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され

ました。

これより議案第2号の討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に議案第3号の討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 9番、外川善正。議案第3号 愛荘町支所設置条例について反対討論を行います。

本議案は、旧愛知川町と旧秦荘町が合併しようとした時点まで戻らなければ、真の反対の意見が理解できないと考えております。まず、2町が合併したとき、合併協議会が設置され、その中で整理された1つに、庁舎の扱いについて記述されています。その内容は、2町が全く1町として新しい住民感情ができ、将来的に一体性が確立されたなら、分庁方式は再度検討する必要があるとされており、集約を行うときは、町民の方、行政、議会で協議するとあり、このことが庁舎を一本化するときの第一歩とされている。

このような整理されている分庁方式で運用されている現状の中で、国からの要請により、高度経済成長期に多くの公共施設が整備され、その老朽化対策が課題となっており、また2町合併により類似施設を複数保有していることから、財政負担や利用状況を踏まえ、必要に応じて施設の統廃合を検討するとある。

これら整理した施策が、愛荘町公共施設等総合管理計画及び愛荘町公共施設（建物）個別施設計画である。この計画が作成された、総合計画及び個別計画において検討委員会を立ち上げ、長寿命化、集約化、多機能化等により、必要な施設を残しつつコストの削減を図るとあります。検討した中では、秦荘庁舎、愛知川庁舎は長寿命化で整



理されております。そして、この計画を進めていく中で、一部の議員の方から秦荘庁舎、愛知川庁舎を含む9施設の先行する意見が提案され、この時点で庁舎の集約化が前面に出てきました。

これは合併協議会でもうたっている2町が全く1町として新しい住民感情ができ、将来的に一体化が確立されたなら、分庁方式は再度検討する必要がある、町民の方々、行政、そして議会で協議を行うと整理されている課題と公共施設等総合計画や個別計画で施設類の長寿命化、集約化、多機能化で施設をスリム化し、財政負担の軽減を目的とする施策とは、全く異なったものである。

しかしながら、時代の流れとともに、集約化の意見が出てきてもおかしくないと思います。施設をスリム化することは、何らかの形で組織の変更が行われることも生じ、避けることはできないだろう。そのような提案が一部の議員からされてきたとしても、出てきたときは、庁舎の集約で統合する意味から、合併協議会で整理した3者協議は行わなければならない。このことは、さきの旧町2町の町民の方々の心が1つになるようにした上で最も重要なことであるにもかかわらず、対話を通じて協議することは全くなかった。

町長が1期目の就任されたとき、また2期目の就任されたときも、施設方針の中でも、対話、コミュニケーションや絆を強く打ち出しておられますが、実態は全く逆の形となって現れてきております。また、冒頭で述べた公共施設等総合計画や個別計画においても、ほとんどの施設が残地の形であり、集約を図るため、新たに建物増築を行ったり、駐車場の整備を図ったりと、ほとんど計画とは違った形で施策の展開を行っております。

住民説明会でも、行政が提案した部分の説明にとどまり、町民の方々が懸念していた格差の点や交通手段の課題等については触れず、業務の効率化、つまり職員の移動ロス等の解消など、行政組織としての業務の効率化の形が多く、説明の内容は町民の方々から見れば、サービスが向上することなく、むしろ低下するおそれのあるものであった。

また、8号線バイパスの建設の説明が、国道事務所から数回説明され、十数年後に一部ルートの開通の話がありました。新しい道路が設置計画されれば、まちづくりの形も大きく変化する。また、時を同じくして、庁舎の耐用年数の期限がほぼ同時期と重なることから、近い将来、建て替えが生じてくる。

以上のような各種施策の展開においては、本来積極的に協議を行わなければならないところ、実態はかけ離れたものであり、協議を行うことが最も必要であった庁舎の集約において実施できていなかったことから、反対といたします。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** 8番、高橋正夫です。私は、議案第3号 愛荘町支所設置条例に賛成する立場から討論を行います。

令和6年度の役場庁舎統合に伴い、令和6年9月頃から支所を設置するため、地方自治法第155条第1項の規定に基づき条例を定めるものです。支所の設置については、役場庁舎統合後、主に秦荘地域の住民の方への住民サービスの維持のために必要なものであり、さらには町行政全体を効率的に運営していく上で不可欠なものです。

以上の理由により、本条例の制定については、妥当なものであることから賛成するものです。改正内容が今後の行政運営で適切に執行されることをお願いいたしまして、また、議員の皆様におかれましても御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第3号 愛荘町支所設置条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第4、議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

**○教育民生常任委員長（竹中秀夫君）** 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和6年3月21日、愛荘町議会議長、村西作雄様。教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案可決。議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例を原案可決。議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は原案可決。

2、審査経過。3月12日に教育民生常任委員7名の出席のもとに慎重に審査いたしました。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑の主なものは、県全体の被保険者の推移と給付費の動向について、財政調整基金の活用についてであります。討論は反対討論1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の質疑はありませんでした。また、討論についてもありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

最後に、愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑の主なものは、要介護者認定と介護サービス料の推移について。保険料が高くなることの影響についてであります。討論は反対討論1件、賛成討論は1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** 議案第6号、議案第7号、議案第8号の委員長報告に対する質疑、討論、採決はそれぞれ行います。

初めに、議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対を行います。

今回提案されている国保条例の改定では、応益割の引上げが行われます。応益割は所得の低い世帯ほど重く、生活を脅かすことは疑う余地もありません。

独り親で15歳までの子を持つ世帯は、応益割の引上げで可処分所得が減ることにより、命を守る医療制度が、命を脅かす制度へと拍車をかけることとなります。子育て支援に逆行すると言わなければなりません。

前期高齢者にとっても命を脅かす制度になっています。世帯割賦課を特定世帯には2分の1、特定継続世帯は4分の3の賦課に軽減するとはいえ、パートナーは後期高齢者医療保険料を支払うことになり、所得割はそれぞれ支払います。個人割は満額支払うこととなります。結局1万3,000円の軽減でしかなく、可処分所得は減ることにより、医療機関にかかる機会が増える前期高齢者の医療控えを増やすこととなります。

若い世代であれ、高齢者であれ、均等割、平等割が引き上げられれば、生活を脅かし、命を守ることも脅かされることとなります。国保基金は、県標準保険料への実施に伴う激変緩和に使うと言います。結局、基金運用は一般財源からの繰入れによる財源投入の代わりに行うもので、まさに、国保会計の赤字会計の補填という意味合いを持っていきます。こうしたことから、今日までの行政の答弁、その詭弁と御都合主義の対応を批判しておきます。

国の政策により、国保制度への加入者は限定的になり、国保事業そのものが厳しくなることから、被保険者負担は計り知れなくなると予測をします。だからこそ、将来を見据えた国保制度の在り方を探求し、その探求の中に国保被保険者が安心して加入できる仕組みを本町としてもつくり出していく。同時に、知事会が求めている1兆円の国の補助、これを市長会もスクラムを組んで国の政策に影響を与えていくことが喫緊の課題ということを進言し、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立全員です。よって、議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例に反対を行います。

まず初めに、第9期介護保険料の標準額を月100円引き上げ、月5,900円に基準額をするという提案が行われました。月100円の引上げは抑制できたのではないかと推察をします。最悪介護基金を取り崩すとしても、最悪一般会計からの繰入れを行えば可能であるというふうを考えます。

そもそも高い介護保険料は、国が社会保障費を削っているからです。保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金は、介護給付の抑制につながる介護サービスからの卒業を推進し、自立支援、重度化防止に関する市町の取組を自己評価し、自己評価に基づき交付が行われるわけです。すなわち、本町の創意を自制させることにつながっていくわけです。

包括的支援事業は、保険者機能強化推進交付金の算定基礎となります。要支援者に対する訪問介護と通所介護は、介護保険サービスから外され、総合事業に移されていきます。サービスの効率化のもとで、在宅医療や在宅介護へ誘導する仕組みづくりが進められています。国の事業政策は、利用者だけでなく事業者からも介護報酬が低過ぎて就職説明会に若い人が集まらないなど、事業継続に深刻な事態をつくり出しています。保険制度あってサービスなしとやゆされるまでに、どんどんと改悪がされています。国は保険者及び被保険者が安心して保健事業を進めるための交付金を拠出することを強く訴え、同時に保険者努力で月1000円の引上げを断念することを訴えて反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田正利です。私は、議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

令和6年度から8年度までの3か年にわたる第9期介護保険計画の策定に当たり、8回の策定委員会と7回の作業部会において慎重に審議を行い、過去の介護サービスの給付状況や要支援、要介護の認定者数の推移等を分析され、また、国が示す報酬改定や制度改定等を踏まえつつ、基金の適切な取崩しを見込むなど、介護保険料の決定に大変苦勞いただいたと思います。

第8期計画の基準月額保険料5,800円から第9期は5,900円と100円の上昇に抑え、物価高騰の中、低所得者に配慮した料率設定を行い、今後におきましても、みんなで支える介護保険制度を適切に運用する町の姿勢確認をいたしました。今回の条例改正により、適切な介護保険料を定め、制度を必要とするほうに幅広く支援が行き届くよう、また、あわせて、介護予防に取り組む元気な高齢者が増えるよう、切に願うところであります。

第8期計画からバトンを受け、また、次期10期計画に適切につながる保険料であることを解し、必要な介護サービスの提供体制の充実と高齢者の介護予防や認知症予

防事業をより一層推進していただくことをお願いし、条例改正を承認し、賛成するものです。議員各位におかれましても御理解いただき、賛同をお願いし、討論を終わります。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第7、議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算は、予算・決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。予算・決算特別委員会の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会、河村委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 河村善一君登壇〕

**○予算・決算特別委員長（河村善一君）** 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和6年3月21日、愛荘町議会議長、村西作雄様。愛荘町予算・決算特別委員会委員長、河村善一。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月14日に総務産業建設部門、3月15日に民生教育部門の詳細な説明と質疑を行いました。

質疑の主なものは、総務部門では、旧保健センターのリニューアル工事について。人材派遣業務委託料について。個人町民税の滞納繰越分について。町のデジタル化に伴う書かない窓口について。合併振興基金の充当について。災害時の対応について。

令和7年度以降のごみカレンダーについて。移住交流事業の検証についてなどの質疑がありました。

産業建設部門では、空き家対策の状況について。用水路の保全について。有害鳥獣駆除の状況についてなどの質疑がありました。

民生部門では、ふれあい広場に新たに遊具を設置することについて。つくし保育園の保育士人材確保について。地域活動応援ポイント事業について。学童保育所施設改修について。個別避難計画の作成について。ふれあい収集業務の具体的な委託内容についてなどの質疑がありました。

教育部門は、給食センターの機器の修繕について。スクールロイヤー活用事業について。給食における地場産食材について。博物館における姉妹都市交流事業の具体的な内容について。国スポ・障スポリハーサル大会におけるおもてなしについて。学校における校務支援システム、デジタル採点システムの活用の考え方についてなどの質疑がありました。

討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** これより議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。反対討論を行います。議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算に対して、反対を表明します。

令和6年度愛荘町一般会計予算中、福祉医療費における高校生世代の無料化と精神障害者1級、2級の助成範囲拡大、ふれあい収集における雑紙、古紙回収の追加、骨髄移植手術などの医療行為により抗体が失われた小児へのワクチン再接種事業、認可外保育所運営事業費補助金、補聴器購入費助成事業補助金などの新規事業をはじめとする町民の利益につながる予算計上については賛成します。

一方、3点の反対理由を申し上げます。

1点目に庁舎リニューアル事業です。今議会に庁舎集約化についての3議案が提案



され、先ほど採決が行われましたが、庁舎集約化は、これまで議員や町民の納得が得られていない中で進められてきました。1年前、令和5年度一般会計予算をめぐって議員による修正提案が出される中、予算原案に対して賛成7、反対6という中で庁舎集約化が含まれる予算が可決されましたが、ほぼ半数の議員の賛成が得られませんでした。

また、公共施設の最適配置についての住民説明会で出された町民への疑問や意見に町が答えられていないのが現状でした。秦荘庁舎が支所になる計画について、今までと変わらない町民サービスを行っていくのが課題ですが、秦荘庁舎が支所になれば、現在、秦荘庁舎に置かれている所管が愛知川に移り、秦荘の人たちへのサービスは低下することが明らかです。

2点目として、同和関連予算です。3自治会に拠出されているコミュニティづくり推進事業補助金、部落解放・人権政策確立要求郡実行委員会負担金など同和関連予算が相変わらず毎年出されています。拠出根拠のない同和関連予算を廃止すべきです。地域総合センター事業の中で、酒席を設けての交流会は今の時代にふさわしくありません。毎年同じ行事を行うのはやめて、必要のないものは整理すべきです。

3点目には、デジタル化推進事業とマイナンバーカード交付事務事業についてです。当初予算の概要では、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた交付金により取り組むとされ、国の統一した標準システムにすることを明らかにしています。デジタル田園都市国家構想は、個人情報や企業の金もうけに利活用する政策を重点としています。デジタル庁の資料には、オープンデータの促進、地域ビッグデータの活用が明記されています。行政機関などが持つ住民の膨大な個人情報を匿名加工した上で、本人の同意なく民間に売り渡し、企業はそれを使って事業を展開します。個人情報に関する権利をないがしろにする施策です。

個人情報を集めるためにはマイナンバーカードが必要だから、国民にマイナンバーカードを取得させる政策を執拗に行っています。政府は、令和6年秋から従来の健康保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化することを決定しています。事実上、マイナンバーカードの取得を強制するものです。岸田文雄首相は、昨年12月12日、マイナンバーのひもづけの誤りに関する総点検が完了したとして、健康保険証を予定どおり令和6年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化することを政府の総点検本部で表明しました。誤って登録されていた公的情報は1万5,907件で、このうち健康

保険証が8,695件と半数以上でした。また、高齢者施設では、入居者のマイナンバーカードや暗証番号を預かって整理することへの不安があります。保険証を廃止する理由はありません。政府はマイナンバーカードの強制によるマイナ保険証の一本化を廃止すべきです。

以上、3点の反対理由を申し上げ、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** 8番、高橋正夫です。令和6年度愛荘町一般会計予算について、賛成討論を行います。

令和6年度当初予算は、第2次愛荘町総合計画後期基本計画に基づき、将来のありたい姿の実現に向けた未来志向のまちづくりに取り組むため、町の重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つの柱を軸に当町が注力すべきテーマを導き、検討を重ねられた上で、重点的に取り組む施策や事業への予算を配分されています。

具体的には、次代を担う「ひとづくり」においては、「子ども」、「若者」、「健康」、「活躍」への投資をテーマに、子供、子育て世代に対する支援体制の充実に加え、キャリア教育を推進することで、子供たちが自分らしく生きる力を身につけ、自ら学び、考える力を育むための取組を実施されます。

また、地域の主体的な健康づくりを支援し、体の健康から心の健康へと拡大し、町全体で健康寿命の延伸に資する施策を実施されます。

また、誰もが活躍できる仕事づくりにおいて、「人流」、「スタートアップ」への投資をテーマに、持続的で魅力的な地域づくりとともに、地域おこし協力隊の外部人材の登用による地域資源を生かした事業を展開し、愛荘町に継続的に関わる関係人口へと発展する取組を進め、自身が活躍できる場としてソーシャルビジネスの担い手となる人材や団体などが断続的に供給される環境の創出に資する施策を推進されます。

未来を先取る活力ある「まちづくり」において、「安全安心」、「社会基盤」、「DX」への投資をテーマに、国スポ・障スポ2025開催に向けた一体的なプロモーション戦略に加え、町の認知度、魅力度を高め、新たな人の流れの創出に資する施策を積極的に行われようとしています。

また、将来のまちづくりを進める上で必要である公共施設の最適配置の実現のため、庁舎統合により利便性の高い行政サービスを提供されるとともに、地域の防犯、防災

力を高め、安全で安心な地域社会の構築に取り組みます。

原油価格、物価高騰の影響が長期間継続し、厳しい財政状況の中で、最小の経費で上質な行政サービスを提供する経営的視点に立ち、10年後にめざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の着実な推進を図っていくことが確認できました。この当初予算を有効に生かすため、今後も建設的な議論を重ね、活発に行い、住民目線によるまちづくり、将来の子供たちのためのまちづくりを遂行していく必要があると考えます。

最後に、引き続き適切な予算措置と執行に努めていただきますようお願いいたします。議員各位におかれましても、本予算への御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第8、議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

〔総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（森野 隆君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和6年3月21日愛荘町議会議長、村西作雄様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会  
会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を  
原案可決。

2、審査経過。3月11日に総務産業建設常任委員会委員7名の出席のもと、審査  
を行いました。

質疑はありませんでした。また、討論についてもありませんでした。採決の結果、  
全員賛成で、議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原  
案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** これより議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業  
特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成  
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員です。よって、議案第17号 令和6年度愛荘町土  
地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第18号～議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第9、議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事  
業特別会計予算、日程第10、議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業  
特別会計予算、日程第11、議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計  
予算は教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教

育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

**○教育民生常任委員長（竹中秀夫君）** 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和6年3月21日、愛荘町議会議長、村西作雄様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を可決。議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月12日に教育民生常任委員7名の出席のもと、慎重に審査をいたしました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、出産一時金増額について。予算費と繰入金の内容についてであります。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、マイナンバーカードで保険証の一体化について。後期高齢者医療制度における出産一時金への費用の支援についてなどがありました。討論は反対討論1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、紙おむつ等購入費助成事業について。要介護予防普及啓発事業の悠々教室についてなどがありました。討論は反対討論1件、賛成討論1件がありました。採決の結果、起立多数で、議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** 議案第18号、議案第19号、議案第20号の委員長報告に対する質疑、討論、採決はそれぞれ行います。

初めに議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について反対を行います。

今議会に提案された議案第6号 国民健康保険税の引上げ改定を反映した令和6年度当初予算です。国保税改正は応益割の引上げです。応益割は所得の低い世帯ほど重く、生活を脅かします。独り親で15歳までの子を持つ世帯は、応益割の引上げで可処分所得が減ります。健康保険制度の最後のとりでである国民健康保険医療制度、この中で応益割を引き上げることは、子育て支援に逆行することになります。また、前期高齢者にとっても命を脅かす制度となります。

こうした中で、町当局は、国保基金は県標準保険料への実施に伴う激変緩和に国民健康保険財政調整基金を使うと弁明します。激変緩和措置とは、県標準保険料を達成するためには、応能応益の総額が示され、世帯及び個人の応能率及び応益割額が示され、その額よりも、世帯個人負担の軽減が示されることによって、激変緩和措置が講じるといえるわけですが、県上納金の不足額が生じた額を基金を主とする説明は、激変緩和ではありません。特別会計の赤字補填ということになります。

されど、軽減措置が、こうした中で県上納金の設定そのものが問われてくるわけですが、国保税の応益割の引上げは、軽減措置が講じられているとはいえ、引き上げられた基礎額は低所得者に重くのしかかります。

本町の国民健康保険事業特別会計の財源不足への基金充当には、会計処理として道理があると考えます。県標準保険料を抑えるには、国は知事会が要望している1兆円の補助金を保障することです。県標準保険料の引上げは、被保険者負担に直結します。本町は、県標準保険料の見直しで、毎年度国保税が引き上げられるとの予測を答弁しています。令和6年度国民健康保険事業特別会計予算は、年金アップ率が物価高騰率より低い中で、国保税応能応益割が引き上げられた予算を計上していることを強く批判して反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田正利。私は、議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

昭和36年に創設された国民健康保険制度は、国民皆保険体制を実現するための医療保険における最後のセーフティーネットの役割を担っています。平成30年4月からは、新国保制度により、滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の中心的な役割を担っています。

市町は、県が定めた納付金を納めるため、県から示された標準保険料率を参考に市町の保険税率を決定し、賦課徴収を行うほか、比較管理、保険給付、保健事業等の地域に密着した事業を行っています。

本町の令和6年度の国民健康保険税率については、滋賀県における令和9年度を目標とした県下保険料率の統一化により、保険税率の引上げが必要となります。町国保運営協議会の答申を慎重に、被保険者の負担を少しでも軽減することを目的に、財政調整基金を活用して税金を引き上げる予算編成がなされています。

また、税負担の公平化と保険税の収納率の向上を図るため、引き続き、収納対策に重点的に取り組み、未納者に対しての電話催告などにより、滞納世帯に対する納付相談を充実し、収納体制対策の強化に努めておられます。保健事業では、第4期愛荘町国民健康保険、特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の発症予防のための特定健康診査を行っており、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の改善に向けた特定保健指導を第3期愛荘町国民健康保険事業実施計画、データヘルス計画に基づいて実施しております。

今後の医療費の抑制、健康寿命の延伸のため、特定健康診査の受診率の向上、生活習慣予防に関する啓発や特定健診指導の充実に努められています。今後も住民課を中心として、税務課、健康推進課との連携のもとに、被保険者への医療費の抑制に向け、基金を活用した事業を進めていただくとともに、安定した事業運営と財政運営の意見交換に努めていただき、未就学児に係る均等割課税制度の廃止など、国に対しての要望事項については県や町村会を通じ、実現に向けて取り組まれていることを求め、本予算の認定について賛成するものです。議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員

長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に対して反対を行います。

議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算の中で、特に私は皆さんに訴えておきたい。後期高齢者の世帯の7割は公的年金等のみの生活とされています。令和6年の年金改定率2.7%アップですが、令和5年の物価高騰率は3.2%上がっています。まさに年金所得が下がっているということです。本町の後期高齢者医療保険被保険者の所得階層100万円以下は、令和4年度では約80%です。滋賀県後期高齢者医療広域連合は、令和6年度、7年度の第9期の保険料率を所得割は第8期よりも0.85%の引上げ、均等割では第8期より2,444円のアップ、率で0.053%の引上げです。

保険料の見直しは、後期高齢者医療制度においても、出産一時金に係る費用の一部を支援する子育てを全世代で支援する仕組みの導入と、現役世代の負担上昇を抑制するため、負担割合が見直されたことによるものです。現役世代の賃金が上がらないことが主要な問題です。

子育て支援、そして現役世代の負担の抑制を保険料の見直し理由にしていますが、子育て支援は国の責任であり、利潤第一主義の大企業言いなりの政治姿勢が現役世代に重い負担を背負わさせているのです。全世代という美名をもって、国の責任を放棄して、子育てを全世代に転嫁させる姿勢こそ批判されるべきです。

75歳で医療制度を分割し、年金生活者の可処分所得は、国の制度改悪によって減り続けています。高齢者は複数の疾患を持っています。使い勝手が悪いマイナ保険証保持を強制され、高齢者世帯の15%が貯蓄なしで暮らしておられる現状からしてみ



て、こうした国の制度、施策を厳しく批判し、高齢者の実態を直視すべきです。高齢者に優しい社会をつくるのが政治の仕事です。令和6年度、後期高齢者医療事業特別会計予算は、町民の声が届かない県広域連合制度にあつて、国の全世代支援による保険料の見直しを直撃され、こうした見直しが反映された令和6年度の特別会計予算であることを指摘して反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田正利。私は、議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

平成20年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢化の進展による高齢者医療費の負担に対応し、世代間の負担を公平化、及び財政運営の責任の明確化と安定化を目的とした後期高齢者医療制度が創設されました。高齢化に伴い、全国的に被保険者が増加する中、令和7年度には団塊の世代の方が全員75歳となり、さらなる人口の増加が見込まれます。

国では、第9期の保険料率を全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の改正により、後期高齢者医療制度が出産一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入することで、子育てを全世代で支援する仕組みを構築するとともに、現役世代の負担上昇を抑制するための後期高齢者医療における、高齢者の保険料負担割合等が見直されました。このことにより、第8期の保険料率に比べ、上昇しますが、昨今の団塊の世代による被保険者の増加、医療費の増加によるもので、やむを得ない状況であります。所得が一定以下の人には、保険料の軽減や徴収方法の変更などの措置、医療機関での窓口負担を1割と2割、3割を行うなど、被保険者に寄り添った制度を目指してこられた状況です。引き続き、保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合等により、一層の連携を図られ、事業運営に進められていることによって、高齢者が安心して医療を受けられる医療制度の充実と、事業の円滑な執行に資するための予算が計上されているものであり、本予算の承認について賛成するものです。議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算に反対を行います。

議案第20号 介護保険事業特別会計予算は、第9期介護保険料の標準額を月100円引き上げ、月5,900円に標準額をすることが反映された予算です。

国は、保険料機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金によって本町が進める介護サービスの提供を縮小させる方向へと導いています。これらの交付金は、介護給付の抑制につながる介護サービスからの卒業を推進し、自立支援、重度化防止に関する市町の取組を自己評価し、自己評価に基づき交付されるからです。すなわち本町の創意を自制させることにつながります。

包括的支援事業は、保険者機能強化推進交付金の算定基礎となります。要支援者に対する訪問介護と通所介護は介護保険サービスから外され、総合事業にされていきます。サービスの効率化のもとで、在宅医療や在宅介護へ誘導する仕組みづくりが進められていきます。

在宅医療や介護は、現役世代の離職をつくり出すという社会問題になっています。にもかかわらず、訪問介護事業を切り捨てる報酬減額は事業者の廃業につながり、しいては、サービス利用者の生活に悪循環をつくり出していきます。保険者は、安心して保険事業を進めるために、国は責任を果たすべきだと強く求めていくべき。このことを訴えて、令和6年度介護保険事業特別会計予算の反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田正利。私は、議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

令和6年度は、新たな第9期計画による制度運用がスタートします。計画では、超高齢社会を見据え、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、高齢者を地域で支える仕組みである地域包括ケアシステムの推進、進化や近年多発している災害、新興感染症等に対する備えなどに配慮しながら、創意と工夫で各種施策を設定され、また、引き続き健康づくりや認知症対策などの介護予防の取組も充実しています。健康保険料も、前回の計画から100円上昇の5,900円に抑え、基金運用も慎重に行いながら、みんなで支える制度を今後においても適切に運用されることを確認しています。

以上を踏まえ、令和6年度当初予算を編成され、介護の必要な方への確実な支援と地域共生社会のコンセプトをしっかりと取り入れた介護予防事業の取組に期待するところです。

以上の理由によって、町の現状にのっとり促進、課題を解決できる予算として計上したものとして、承認について賛成するものです。議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第12、議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委

員長。

〔総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（森野 隆君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和6年3月21日愛荘町議会議長、村西作雄様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

- 1、審査結果。議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算を原案可決。
- 2、審査経過。3月11日に総務産業建設常任委員会7名の出席のもと、審査を行いました。

質疑の主なものは、下水道本管の耐用年数について。汚水ます等、設置に係る受益者負担の考え方について。東北部処理場への町の負担金についてであります。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** これより議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を10時45分からとします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま同意4件、議案13件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、同意4件、議案13件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎同意第6号の上程、説明、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第1、同意第6号 愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） 同意第6号 愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

愛荘町副町長に次の者を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和3年4月から3年間、副町長の任に当たっていただいた中西副町長から、このたび辞任の申出がありました。後任として、現在、滋賀県企業庁経営課参事の杉本甚治郎氏を選任することについて、同意をお願いするものです。

杉本氏は、平成5年に滋賀県職員に採用以来、総務部、税務課、東北部県税事務所、教育委員会教育総務課、企業庁経営課等を歴任され、地方行政全般にわたり、とりわけ税制の分野で豊富な知識、経験を有する方です。また、平成25年度から1年半、愛荘町税務課に在籍いただき、町県民税の徴収強化に尽力いただいております。御同意を頂けますれば、中西副町長の退任を3月31日、杉本氏は4月1日に副町長として就任を頂く予定です。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村西作雄君） 本案は愛荘町議会申合せ事項第3条、人事案件に基づき、質

疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第6号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、同意第6号 愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎同意第7号～同意第9号の上程、説明、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第2、同意第7号から追加日程第4、同意第9号の愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（有村国知君）** それでは、同意第7号から第9号についてご説明をさせていただきます。

議案書2ページ、同意第7号から4ページ、同意第9号の議案は、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。懲戒審査委員につきましても、地方自治法施行規程第16条第4項及び第5項の規定に基づき、委員数は3名で、学識経験者から2名、職員から1名をもって構成することになっております。

委員の任期は2年であり、現在の委員が、令和6年3月31日をもって任期満了を迎えることから、このたび議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

2ページ、同意第7号について、武永 淳氏。住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。現在、愛荘町職員懲戒審査委員会委員であり、4期目の再任をお

願いいたします。

3 ページ、同意第 8 号について、生駒英司氏。住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。現在、愛荘町職員懲戒審査委員会委員長であり、8 期目の再任をお願いいたします。

4 ページ、同意第 9 号について、職員として森 まゆみ氏を。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、議会事務局長であり、2 期目の再任をお願いいたします。

以上の 3 人を愛荘町職員懲戒審査委員会委員として選任することについて同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** 本案は、愛荘町議会申合せ事項第 3 条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

なお、同意第 7 号、同意第 8 号、同意第 9 号の採決はそれぞれ行います。

初めに同意第 7 号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員です。よって、同意第 7 号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第 8 号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員です。よって、同意第 8 号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

最後に、同意第 9 号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、同意第 9 号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

## ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第5、議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書のほうをお願いをいたします。5ページになります。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

上記の議案を提出をするものでございます。

それでは、説明につきましては、改正条例等説明資料をお願いをいたします。ページについては、1ページでございます。

制定する理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律により、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴い、地方自治法第243条の2、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責及び第243条の2の2、職員の賠償責任が条ずれとなるため、改正する法律を引用する条例について改正するものでございます。

条例の要旨でございます。

まず1つ目、愛荘町監査委員に関する条例、平成18年愛荘町条例第24号、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

2つ目、愛荘町下水道事業の設置等に関する条例、平成30年愛荘町条例第20号、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日からとなっております。

2ページ及び3ページについては新旧対照表となっております。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） この議案22号ですが、説明資料で地方自治法の一部を改正する法律により、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴った条ずれを解消するという事なんです、この提案が。そこで、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設ということで調べたところ、私人委託制度と指定代理者納付者制度というもの



があって、243条では私人委託制度というものが扱っているんです。この制度、公金事務取扱者制度が規定の新設ということでもありますので、本町では現在どうであるのか、そして、この制度を新設するに伴って何かされていくのか、そのことをお聞きします。

**○議長（村西作雄君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

まず、今ほど私人委託制度ということで、地方公共団体が収入、または徴収事務を第三者に行わせる制度というようなところでございまして、この法の改正につきましては、新設されることによりまして、原則として全ての歳入等の収入事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託が今後可能となるというようなところでございます。

現行法上につきましては、それぞれの法令で掲げる歳入等のみが委託可能となつてございますので、今現在ですけれども、例えば税とか、介護保険料とか、そういったものにつきましては法令で定められているんですけれども、そういった枠を超えたところで、公共団体の長の判断で私人への委託が可能となっているというところが今回の改正のポイントとなつてございます。

本来、地方自治法にそういった新設がされてなくて、今ほど言わせてもらったように、それぞれの法でそれぞれうたっていたというところが、今回自治法の中に入ってきたということで、条ずれが起こっているというようなところでございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員です。よって、議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第6、議案第23号 愛荘町税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第23号 愛荘町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、説明につきましては、条例説明資料のほうをお願いいたします。4ページでございます。4ページをお願いいたします。

まず、改正の理由でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日に公布をされ、同日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例の要旨でございますけれども、付則第5条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の追加となっております。具体的には、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震、災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の額として、令和6年度以降の年度分の個人の町民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとするための規定を付則に追加するものでございます。

施行の期日につきましては、公布の日からとなっております。

5ページから6ページについては新旧対照表となっております。

御審議よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第23号 愛荘町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第7、議案第24号 愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第24号 愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、説明につきましては、説明資料のほうをお願いいたします。7ページになります。7ページをお願いいたします。

改正する理由でございまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

条例の要旨でございます。

法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務について、マイナンバーの利用を可能とするとともに、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、条例に規定することで情報連携を可能とするため、関連規定に係る定義等を追加し、追加した定義に合わせて文言修正を行うものでございます。

なお、改正部分は次のとおりとさせていただきます。

第2条中「第4号」を「第5号」とし、「第3号」を「第4号」とし、第2号の次に、次の1号を加える。3号、「個人番号利用事務、法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう」。

第2条に次の2号を加える。6号、「特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう」。7号、「利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう」。

第4条第1項中、法別表第2の第2欄に掲げる事務を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中法別表第2の第2欄に掲げる事務を「特定個人番号利用事務」に、同表の第3欄に掲げる「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第3中、学校教育法の次に「昭和22年法律第26号」を加える。

施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日となってございます。

8から9ページが新旧対照となってございます。

御審議よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己保君。

**○13番（辰己保君）** 13番、辰己です。改正の中で、第2条中「第4号」を「第5号」とし、「第3号」を「第4号」とし、第2号の次に、次の1号を加えるということが書いてあって、利用事務が拡大するということだと思うので、このそれぞれに対して具体的にどういう事務をするのかということ、「特定個人番号利用事務」に改めるという言い方があるので、特定個人の番号を結果として取扱い等の注意事項等、何か決めているのかどうかということを確認をすることが1つです。

もう1点は、9ページになります。説明資料の9ページに、町長または教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって利用することができるということなんです。これはどういう事務になっていくのか、このことについても説明を求めます。

そしてもう1点は、事務の性質が同一であるものに限るとの具体的説明を、条例改正なので、丁寧な深掘りをするのは難しいので、個人番号利用事務と特定個人番号利用事務の違いについても併せて聞いておきます。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。幾つか御質問を頂きました。

まず、今のこの改正の基となっているものにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということでございます。これは俗に言うマイナンバー法というところでございます。このマイナンバー法のまず別表1と別表2というのが、先ほども新旧対照表とかで出てきておりますけれども、まず別表1という部分につきましては、今の定義の中でも追加のほうをさせていただいておりますけれども、個人番号の利用事務というものがございます。

これはナンバー法の2条の第10項に規定する事務というところでございますけれども、これは俗に言う第1表の部分をお示しさせていただいているものでございまして、この部分につきましては、個人番号の利用ができる業務範囲を提供した表となっておりますので、その部分がまず根底にあるというところなんです。地方公共団体等につきましては、条例を定めることによって、独自にこの番号を利用することができるというところでございます。

次の定義の中で、特定個人番号の利用事務、6号とかですけれども、先ほどは3号の追加で、今回6号、7号の追加で、特定個人番号の利用事務というところがございます。これはマイナンバー法の第19条8号の規定するというところでございますけれども、これについては、マイナンバー法の別表第2のことをおおむねいうところでございます。この別表第2で示しているところにつきましては、情報提供ネットワークシステムを利用して送受信できる情報及び情報提供（送信）者、情報照会者を規定した表となっております。要は連携の部分を第2表でいうているというところになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういった中で、今後、利用のほうを拡大していくというところにつきましては、今の第1表に規定されている事務については、準ずる事務については、法律に規定がない事務についてもマイナンバーの利用を可能にしていくというところと、先ほどの第2表のところですけれども、情報連携できる事務、これについては一応別表第2で定められておりますけれども、下位のほうで、例えば政令等で規定することで、迅速な情報提供のやり取り、連携を可能にするというようところが根本な今回の改正というところになってございます。

その中で、特に特定個人情報を取扱いに注意事項ということでもありますけれども、

このマイナンバー法につきましては、罰則規定とか取締り、いろんな制度上の取決めがございまして、そういったところでしっかりと縛りをかけているというところが1つと、あともう1つ、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインというものが、国のほう、個人情報保護委員会、これは第三者機関ですけれども、そういったところで決められておりますので、発出されておりますので、そういったものに基づいて、セキュリティーをしっかりと取り扱っているということで考えております。

あと、町または教育委員会等で、今後、実施のほうをとというところの文言を言うていただいた部分につきましては、これについては、先ほども言わせていただいたように、今後、利用の拡大が見込めるというようなところで、特に情報連携については、国のほうでいろいろと政令等で定めるというところになってくるというふうに思いますし、それに基づいて、町といたしましても、いろんな条例等で定めることも可能ということもございますので、そういったものの事務を今すぐこういうものが可能となりますよというのはなかなか難しいんですけれども、今後そういったことが想定されるというようなところでよろしくお願ひしたいと思います。

あと、個人情報と特定個人情報の違いですね。個人情報というのは、基本的には4情報とかの部分で個人情報というんですけれども、氏名、住所、生年月日、性別とか、特定個人情報については、それプラス今の12桁のマイナンバー、それを付随したものを特定個人情報というふうに認識をしております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第24号 愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく云々の条例の一部改正について、反対を行います。

今、答弁でありましたように、行政サイドにおいて個人情報保護及び特定個人情報の番号の利用事務ができるということが答弁されました。そのことによって、加えて行政機関地方公共団体等が情報ネットワークシステムを使用して、保有する特定個人情報を紹介、提供できるという改正というものが伴っています。マイナンバーそのも

のの利用拡大には法改正が必要である一方で、マイナポータルを利用した情報連携の多くは法改正なく進めることが可能、もしくは今、答弁であったように、事務の準ずるものについては可能というふうに拡大がされていきます。

こうした中で、本当にこのマイナンバー制度そのものが確定的に個人情報の保護というところで非常な問題を起こしていくという中で、個人、町民の知らない間に利用拡大がなされていくということについて非常な不安を感じます。改めて強調をしておかなければならないのは、行政事務全般でこのように情報連携ができるように進めていくということが想起できるわけですから、この点については反対を行います。

また、個人情報の漏えいや他人間違いが惹起している、こうしたことを速やかに改善、解決をしていくということが優先であるということを示し添えて反対討論いたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田正利。私は、議案第24号 愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に賛成する立場から討論を行います。

今回の改正は、本条例の根拠法であるマイナンバー法等の一部改正のほうが令和5年6月9日に公布されたことに伴い、条例内の関係規定において、同法から引用されている文言修正を主な目的とされています。

既に御承知のとおり、マイナンバー制度は行政事務の効率化に図ることで、住民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤であり、住民にとっては各種手続上の添付書類の削減など行政手続が簡素化され、負担が軽減されるほか、行政機関が保有する自らの情報を確認し、活用できるなど、大きなメリットがあります。本条例改正が対象としているマイナンバーを活用した情報連携についても、町民の皆様と町のそれぞれにおいて、既にその利便性は実証されているところです。

近年指摘されているマイナンバー制度をめぐるトラブルは、制度上の欠陥ではなく、一部の人的なミスにより発生しているものであり、町においてもそのチェック体制の改善、強化は当然必要であることは間違いありません。しかし、大切なことは、現状を批判するだけでなく、様々な社会課題を解決するものとして、改善を図りながら制度を推進していくことでもあります。

以上の理由により、本条例の制度の制定について賛成するものです。議員各位におかれましても、本改正の趣旨を御理解いただき、御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第24号 愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号～議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第8、議案第25号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、追加日程第9、議案第26号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、追加日程第10、議案第27号 愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、追加日程第11、議案第28号 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** それでは、説明させていただきます。議案書の9ページをお開きください。

愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。



上記の議案を提出いたします。

それでは、改正条例等の説明資料、10ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令第4条により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正がなされたため、該当する条例について所要の改正を行うものです。

条例の趣旨でございますが、以下の内容を追加するものでございます。

重点事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等への具体的取扱方針、身体的拘束等への記録の整備、身体的拘束等への適正化のための指針整備、利用者の安全、並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減を資する方策を検討するための委員会の整備、協力医療機関等の設置、緊急時等の対応の見直し。施行期日は令和6年4月1日からです。

11ページから46ページは新旧対照表となっております。

続きまして、議案第26号、議案書の17ページをお開きください。

愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料の49ページをお願いいたします。49ページで御説明させていただきます。

改正の理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第8条により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部の改正がなされたため、該当する条例について所要の改正を行うものです。

条例の趣旨でございます。以下の内容を追加するものです。重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等への具体的取扱方針、身体的拘束等への記録の整備、身体的拘束等への適正化のための指針整備、利用者の安全、並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を資する方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関等の設置。

施行期日は令和6年4月1日からです。

50ページから61ページは新旧対照表となっております。

続きまして、議案第27号、議案書の21ページをお開きください。

愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、改正条例と説明資料の62ページをお願いします。62ページで御説明  
させていただきます。

改正の理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す  
る基準等の一部を改正する省令第7条により、指定介護予防支援等の事業の人員及び  
運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準の一部改正がなされたため、該当する条例について所要の改正を行うものです。

条例の趣旨でございますが、以下の内容を追加するものでございます。

従業員の員数の見直し、管理者の要件の見直し、利用料等の受領の見直し、重点事  
項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等への記録の整備、身体的拘束等への具体的  
取扱指針、テレビ電話装置等を活用した面接の実施。

施行日は令和6年4月1日からです。

62ページから70ページは新旧対照表となっております。

続きまして、議案第28号、議案書の24ページをお開きください。

愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、改正条例等説明資料の71ページをお開きください。

改正の理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す  
る基準等の一部を改正する省令第3条により、指定介護予防支援等の事業の人員及び  
運営に関する基準の一部改正がなされたため、該当する条例について所要の改正を行  
うものでございます。

条例の趣旨でございますが、以下の内容を追加するものでございます。

従業員の員数の見直し、内容及び手続の説明及び同意の見直し、身体的拘束等への

具体的取扱方針、テレビ電話装置等を活用しての面接の実施、重点事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等への記録の整備。

施行期日は令和6年4月1日からです。

72ページから79ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。

おとついに追加議案をもらって、なかなか調べるまではいきません。それで、議案の25、26、27、28のそれぞれの改正が、結果として本町の介護施設、介護のサービス利用者にとどのように影響するのかということがキーではないかというふうにつかまえています。

それで、今日の新聞にも訪問介護の報酬は下げられるということも書いてありました。こうしたところと、この今の条例改正がどのように影響していくのかということについて答弁を頂いておきます。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

本件の条例改正につきましては、第28回社会保障審議会（介護給付費分科会）におけます答申によりまして、省令の改正ができたというような流れになっております。この分科会につきましては、サービスの向上、またよりよい介護保険事業所の運営に向けて、各種有識者による分科会が開かれたものというふうに認識をしております。

その中で、全国的な状況、サービス利用者の声、また事業所の声を聞きながらの改正というふうに認識のほうをしておりまして、サービスの向上につきましては、事業者側の運営方針のほうでもうたっている内容というふうに理解しておりますのと、また、事業所の創意と工夫の中で運営手腕を図りながら対応をされていくものであるというふうに期待をしております。

御質問等ありました報酬との兼ね合いですが、国の報酬ですので、各自治体のほうで、なかなか改善策を打ち出したり、支援する部分というのは難しいのかなというふうなところは感じているんですが、手元にある資料なんですが、介護職を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度、月額に直します

と、平均6,000円相当引き上げるための措置を令和6年2月から、国のほうが補助金制度を設定しているというようなどころもございます。

ただし、これにつきましては、介護保険事業所と都道府県のやり取りになりますので、町のほうでの事業ではございませんので、結果、どのようになっているかというのは分からないところもあります。こういった中で、国のある程度の賃金に対するフォローもありつつ、運営の中でうまく工夫をしていただいて、事業者様の負担を減らしていただくのが昨今の手法かなというふうに町としては思っております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。

それは当然ですわね。まずは法律改正されて、それに基づいて、条例につくる。必要とあらば条例改正をせざるを得ないということになるかと思えます。確かに職員の処遇改善はされるんですが、事業所に対しての、結局は訪問介護というと、我が町の介護事業に大きく影響するわけです。単に介護じゃなくて、医療にも連動するんです。

そうした中で、これは介護保険料の見直しとかそういうときにも言っているように、結果としてサービスがしにくい。事業所は撤退していく。要するに町民に身近な事業所といたしますか、介護事業は、結果として閉鎖をされていくということにつながっているんじゃないのかなということを思います。

この改正で特に気にしているのは、従業員の員数の見直し、管理者の要件の見直しというこの2つの見直しなんです。従業員の員数の見直し、要するに創意工夫とかいう答弁の中で言葉を使っているんだけど、結果として、負担をかけない、実際に1人当たりの担当といたしますか、施設の数といたしますか、そういうものが、要するに従業員の員数の見直しになると、そこがどういうふうな相関関係が出てくるのかなというふうに思います。管理者の要件は、25号やらそういうところで書いているように、機械の導入というか、そういうことによって利便性を図るというのか、負担を軽減するというところに結びついているのかなというふうに思っています。

実際問題、我が町でこうした機械やらそういうものが導入できるのか、事業運営をしていく上で。ここが管理者の要件の見直しとかという言葉を使っているんだけど、我が町の事業所において今の法律改正やもしくは審議会の答申で、どのように負担に

なっていくのか、どのように想定されているのか、ちょっとそこをお聞きしておきます。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

機械の導入等については、費用のかかるものですので、費用負担はもちろんかかるものというふうに思います。

この条例改正につきましては、先ほども申しましたとおり、省令に準じての改正ということで、各事業所のほうにも、3年に一度大きな改正があるということを認識されていると思いますので、国のホームページ、また通知等で御理解は事前に頂いているのかなというようなところでございます。

愛荘町といたしましては、全て指定している事業所でございますので、指定期間が6年間という事業所になります。その6年間の間に実地調査ということで職員が出向きまして、運営状況等の確認をさせていただいております。各事業所、それぞれ御事情があると思いますので、一定どのような影響があるかというのが現在分かりにくい部分もございしますが、そういった調査の中で、声を聞きながら、また電話相談等を受けながら丁寧に対応はさせていただいて、いろいろな要望、町のほうで対応できない部分が大半かと思われますので、また国への要望、県への要望等できる機会がございましたら、各事業所の声も拾いながら、愛荘町の考え方を提示して、要望等をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

従業員の員数につきましても、明確に何人であればどれだけというのをちょっと、資料のほうを持ち合わせてございません。各事業所の状況によりまして、そのあたりの調整が必要かというふうに思います。御質問等、事業所から頂きましたら、担当のほうで丁寧に対応して、県等に確認しながら必要な指示をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。

私はこれの現行、改正後と一応見比べてみたんですけども、説明のところにあるように、身体的拘束などへの具体的取扱方針とか、利用者の安全とか並びに介護サービスの質の確保とか、そんなんですけど、そういうようなところは、やはりそういう

ふうに体制はされたいと思いますし、何ら問題ないと思うんですけども、見比べた中では、例えば25号のほうですけれども、の説明資料の33ページなんですけど、34ページにもなるんですけれどもね、改正のところの34ページの一番上のとこなんですけれども、改正のほうの。これ、一番上、当該指定中1とあるものは0.9とするとなっています。

これは条例のほうを調べさせてもらったら、これ看護職員のことを言っているんですけども、これは1とあるものが0.9になるというのは、結局常勤が、例えば時間の非常勤の人になることか、そういうことなのか、ちょっと意味が分かりませんでしたので。もうそれは多分、もう何とのか、1人の人が担当するという範囲が広がるというふうなことは、人数が広がるというのは、多くなるというのは分かるんです。この0.9になるというのはどういう意味なのか、分かりましたら答弁をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

先ほども議員の御質問の中にもありましており、範囲が広がるというような解釈のほうはしております。ただ、もう少し具体的にという部分につきましては、一応0.9とするという解釈をどのように酌み取っていくかという、次の段階になるかというふうに思っております、町といたしましても、省令に準じて改正をさせていただいたところもございますので、今のところは範囲が広がるという解釈のみとさせていただいておりますので、事業者からの質問等ございましたら、そのあたり詳細な確認を県のほう等にさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（村西作雄君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 先ほども出てましたけれども、従業者の員数の見直しとか管理者の要件の見直しというのは、議案第27号、それから28号に出てまいります内容の要旨ですわね。要旨のところでは。

それで、27号なんかは管理者の要件の見直しもありますけれども、従業員数の見直しというのは、やはりそれはそれで、結局1人の人が持つ人数が多くなるというような意味のことが、28号なんかはあります。27号だけの管理者の要件の見直しというのは、それは64ページ、説明資料があるんですけれども、これは結局は、今までは指定介護予防支援事業所だけの、1つのまとまったものだったのに、今度は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所と指定居宅介護支援事業所

である指定介護予防支援事業者ですか。そういうふうに分けられたというふうにも解釈する。

そして、新たに分けられた場合の指定、それは64ページなんですけど、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者というところでは、主任介護支援専門員が、管理者が主任介護支援専門員でなければならないんだけど、その方が確保が困難な場合は、介護支援専門員でも管理者ができるとなっているんです。やっぱりそれは、結局は規制緩和になるのではないかとということで、何とか、責任範囲としては、やっぱりちょっとそういう点では、状況的には利用者にとってはちょっとサービスが低下になるのではないかと懸念もあります。

それで、一遍に言いますけれども、それであと28ページ、28号のところですね。28号のところも従業者の員数の見直しというのを明確に、72ページなんですけど、説明資料の2となっている下、現行のところでは2となっている、書いてある一番下のところなんです。利用者の数が35となっているんですけども、改正のところでは、それは次のページですけども、44、また49というふうに事業所によって違うのしょうけれども、そういうふうに拡大されているわけで、何が言いたいかといったら、こういうことによって結局、保育園なんかをちょっと例にとると、1人の保育士さんが受け持つ子供が増えたら、やはり子供のためにも安全が確保できないし、そして保育士さんとしたら労働が強化されるわけですね。そういうふうな利用者の安全が確保できない方向に行き、そして労働者の方も労働が強化されるというようなこの体制が、こういう内容の改正はそうではないかと思うわけですけども、見解を求めたいと思いますので、答弁を求めます。

**○議長（村西作雄君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

先ほど来から申し上げますとおり、分科会の専門的な意見の中での省令の改正というふうに認識をしております。設定については、各種事業所の御事情はあるかと思いますが、全体論としてはできる範囲の改正というふうには理解しております。

ただ、今お話しいただいたとおり、ただ、利用者と、それと事業所の職員の数のバランスというのは、大変大事なものというふうには認識しております。今回の改正の中で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置することということが設けられておまして、こ

の中で、利用者のサービスの向上はもちろんのこと、職員の負担軽減に資する方策についても検討しなさいというようなことがうたわれておりますので、その中で、各事業所の御事情に応じた対応でクリアされていくのかなというふうに認識をされております。こちらについても、御相談等いただきましたら、町のほうも指示のほうができる部分については指示等していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号の討論及び採決はそれぞれ行います。

これより議案第25号の討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 議案第25号、また、今は25号の討論ですけれども、26号、27号、28号も一括してこの場所で反対討論をさせていただきます。

4議案とも、指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令による条例改正です。全協では、利用者のサービス改善の部分を優先した条例改正と説明がありました。利用者のサービス改善がされるためには介護従事者の確保が必要ですが、人手不足が慢性化しています。条例改正の中にも、従事者の員数の見直しや、管理者の要件の見直しなど、利用者の安全を守れない方向、介護従事者の労働強化につながる内容もあります。

一方、介護従事者の賃上げは不十分な状況で、介護職の賃金は全産業平均値給与を大きく下回るものです。今、介護事業者と介護サービス利用者の双方が深刻な状況になっています。現在、介護事業所は経営難、また利用者は利用料が負担できず、介護サービスを減らさざるを得ません。介護従事者の不足を解消するための賃上げと利用者の負担を軽減することが必要です。新たな介護報酬アップを利用者の負担増にしないためにも、低過ぎる国の公費支出を引上げに転換することを訴えまして、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第25号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これより議案第26号の討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。しっかりとお願いします。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第26号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これより議案第27号の討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第27号 愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり

り可決されました。

これより議案第28号の討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第28号 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第12、議案第29号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。行革・DX推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** 失礼します。

そうしましたら、議案書の27ページのほうを御覧いただきたいと思います。

議案第29号 財産の取得につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出するものです。

財産の取得につき議決を求めることについて、次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものです。

取得の目的、令和5年度物品第36号、愛荘町役場庁舎別館、事務机等購入。

取得の方法、指名競争入札。

取得金額、1,738万円。

取得の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1584番地。氏名、有限会社帯武商店、取締役、田中武彦。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 前に聞いてたら謝りますわ。ただ、今この金額1,700万ほど計上されていますけど、これ、別館とあるが、どこどこの部分で、そして担当課としてはどこが使うの。これが1つ。

それと、もし、例えばどっかの課が新しいところへ入って、そして旧のところの机をそのままとくのかしとかへんのか。それと、新たにこんな作業をやりますよと、新しくできてね。今までやってなかった健診とかそういうような部分の中で、新たにこういうような器具を買いますとか、こういう部分を買うとか。そういうものがあつたら教えてほしいのと、もう1点は、机は当然今、各階の職員の方の机を見せていただきますと、個人個人がやっぱり1個1個持つておられます。ほんでやっぱり個人個人が1個1個を持つと、やっぱり自分の資料としていろんな資料を確保されます、複数。ということは、紙からしてたくさんいるし、そして入れもんもようけいる。

ただ、共通となるような資料は棚とか置いて、そして机というのは、パソコン1台持つていったらどこへでも行ける。5人でも集まれる、3人でも集まれる。そういうような作業形態に今後は変えていくほうが効率的な作業ができるかなと思うんです。筆記用具あたりでも今どうされておられるか知らないけど、テーブルの真ん中に一式を1つ置いておいたら、それを共通で使うたら、一人一人が持たなくてもいいと。そういう、できる課もあればできない課もあるねんで。それはいろいろやってもらったらいんですけど、この机等を購入しますよという、その一言の中に1,700万が計上されてある。その中身がもう少し分からないので教えていただきたい。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 行革・DX推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** ありがとうございます。幾つか御質問いただきました。

まず、今回物品の購入をさせていただいておりますが、今回は庁舎別館、今までの愛知川保健センターであったところを改修させていただきまして、そこへ福祉部門の各課が配置されます。今回購入させていただいている備品につきましては、その庁舎別館となる場所の事務に必要な事務備品でございます。

せんだっての全員協議会のほうでも資料を配付させていただきました。ロッカーで

あったり机であったり、そういったものを購入をさせていただいたわけですが、今回の購入につきましては、全て庁舎別館で使う事務備品のみを購入をさせていただいております。ですので、新たなものを買うのかという、何か新しいものを買うのかということにつきましては、あくまでも事務備品のみでございますので、新たな機器とか、そういったものを購入しているものでは、ここではございません。

先ほど、机は個人一人一人が使っているということで、先ほど複数の人数で自由に使えるような、恐らくフリーアドレスという、大きな机で幾つもの職員が入れ替わり立ち替わり使うというようなことをイメージをしていただいたのかなというふうにちょっと理解させていただいたわけなんですけど、先ほど申し上げましたように、福祉部門の各課が移るということは、どちらかといいますと個人情報が非常に大事な書類を預かる部署でもありますので、それぞれの個々にロッカーなり、個々といいますか、共有のロッカーとかを今回購入させていただいておりますので、そこでしっかりと施錠をして保管をさせていただくこととなります。

事務机につきましては、当町平成18年の合併以降今日まで、それぞれ旧町が保有していました事務机をそれぞれ今も活用させていただいておりますが、旧町時代の使っております事務機の規格そのもの自体が違いがございます。規格というのは机の大きさでございます。今回、庁舎集約ということでのことで、今回別館のほうに新たに購入をさせていただく事務机につきましては、旧の愛知川のほうの規格のほう、1メートルの寸法の事務機のほうを購入をさせていただいて、おおむね大体50名ほどの職員がおりますので、それが庁舎、別館のほうに移りまして、今度、秦荘庁舎のほうから愛知川庁舎のほうに移るのも、おおむね大体50名ほどの職員が異動してきますので、それで愛知川の庁舎のほうで活用した事務机をそのまま再利用させていただくというふうに考えております。

**○議長（村西作雄君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** ありがとうございます。

そんなに細かいことは求めていませんし、全体的に効率的な形でやっていただければ、私はそれでいいと思うので、分からなかったところだけ質問させていただきました。これで終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田正利です。

深くは別に結構なんですけれども、今の備品の入札に関して12者に指名がかかっておりまして、応札2者だけです。あと棄権、あとは辞退、この辺の理由は、67.58ですので、あまりどうかとは思いませんけれども、何かあったかとは思いませんけれども、この2者だけしか応札されなかった。前回の秦荘のグラウンドの件も同じなんですけど、その辺を踏まえてちょっと、どんな御意見があったかお聞かせいただけますか。

**○議長（村西作雄君）** 行革・DX推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** 失礼します。

今ほどの物品の入札の件でございますが、議員おっしゃっていただきましたように、今回、本入札につきましては、指名競争入札ということで実施をさせていただきました。12者の指名をさせていただき、結果的に応札を頂いたのは2者でございます。指名競争入札のルール上、2者以上の応札があれば、入札としてはそのまま成立するというところで、今回開札をさせていただいたところでございます。それ以外の事態につきましては、基本的に事業者様のほうから辞退届というのを頂くんですけども、そちらに記載されているのは、もう会社の都合上という理由がほぼほぼでございます、細かな辞退の理由というところ辺につきましては、もう把握できるのはそこまでというところでございます。

**○議長（村西作雄君）** 1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** それはそうやと思うんです。ただ、この12者指名していただいているにかかわらず、2者だけの応札に対して、何か問題といたしますか、我々も応札するときもありますので、そのときに、やっぱり何らかの理由があるんです。手がいっぱいであったりとか、こんな予算ではできへんとか、やっぱりあるんです。だから、この2者だけなので、その辺をどういうふうに受け止められましたかということをお聞きしているんです。

**○議長（村西作雄君）** 行革・DX推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** どういうふう  
に受け止めたかというところでございますが、先ほどちょっと申し上げさせていただきました辞退届のほうの理由等につきまして、今後、その理由を分析させていただき  
なりさせていただきたいとは考えております。ただ、あくまでも、指名競争入札とい  
うことで、入札参加資格審査申請のほうで事業者様のほうからこういうものを取り扱

っているということでの御登録を頂いているということで、競争性を担保するために、おおむね5者以上は指名競争をさせていただくということで、今回は湖東管内と彦根管内で広げさせていただいて、12者まで拡大をさせていただいて、指名をさせていただいたわけですが、今後、同様の調達等をさせていただく中で、過去の応札の状況なりも見させていただいて進めていきたいと思いますが、特に納期までの期間であったりとか、金額設定的なところ辺については、十分注意を払いながらやっていかなくてはならないということは考えております。

**○議長（村西作雄君）** 1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 今、御答弁いただいたんですけども、十分理解はしているんですけども、最適配置など、これからいろんな入札がやっぱり出てくると思うんです。やっぱり不調になるのが一番担当課としても嫌やと思うんですけども、やはりこの2者ということが、2者では、もうちょっとこっち向いてほしいなというふうに思っていたら、今後につなげて行ってほしいなと思ってちょっとお聞きさせてもらったということですので、よろしくお願ひします。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。

今回の財産の取得につき議決を求める、この議案について賛成をするわけです。その前に、やはりしっかりと私の考えを言明しておかなければならないということで討論を行います。

日本共産党は、新保健センターの立地は、旧東近江警察官舎などの関係用地での建設をと提案をしてきました。同時に旧保健センター、通称別館は、建設課や建設・下水道課などの利用が好ましいのではと表明をしてきました。こうした声がなかなか届かない。

町長は、議会との懇談の機会も本当に持たないで、ただただ建設ありきで進めてこ

られた。このことについては、厳しく批判を行います。しかしながら、新保健センターの竣工を迎える中で、事業機能を整備するというためにも備品、機器の導入は必要不可欠であり、遅滞なく事務事業を進めるために、本議案に賛成を行います。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第29号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第13、議案第30号 協定の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

**○建設・下水道課長（羽田順行君）** 議案書28ページのほうをお願いいたします。  
議案第30号 協定の締結につき議決を求めることについて。  
上記の議案を提出いたします。

協定の締結につき議決を求めることについて、次のように変更協定を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1、協定の目的、名神高速道路と交差する愛荘町管理の南門橋撤去。

2、変更協定の金額、変更前の協定金額1億6,500万円、変更後の協定金額2億9,000万円。

3、協定の相手方、住所、愛知県名古屋市中区錦2丁目18番19号。氏名、中日本高速道路株式会社、名古屋支社長、池田光次。

御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員です。よって、議案第30号 協定の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第14、議案第31号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 議案書29ページをお願いいたします。

議案第31号 損害賠償の額を定めることについて。

上記の議案を提出するものでございます。

損害賠償の額を定めることについて、損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、賠償の相手方については、記載のとおりでございます。

2、事故の概要でございますが、令和6年2月6日16時頃、愛荘町愛知川庁舎正面駐車場から公用車において町道へ右折しようとした際、左折する所を思い出し、公用車を後退させた。その際、後方確認を怠ったことから、相手方運転の後続車右前方と、公用車左後方が接触したものでございます。

3、損害賠償金は38万8,800円でございます。



以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員です。よって、議案第31号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第15、議案第32号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

**○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君）** 議案書30ページをお願いいたします。

議案第32号 損害賠償の額を定めることについて。

上記の議案を提出するものでございます。

損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

相手方は、議案書に記載のとおりで、中宿区長様でございます。

事故の概要、令和5年度12月21日木曜日13時40分頃、愛荘町中宿公民館において、博物館職員が借用資料を屋根裏部屋に返却しようとしたときに、誤って石膏ボード製の天井に足を置き、一部を破損させたものでございます。損害賠償金として3万1,735円でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第32号は可決しました。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を13時15分といたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第16、議案第33号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書令和5年度と書いたものをお願いをいたします。

まず、1ページでございます。議案第33号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,784万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億9,531万2,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加は、第3表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正、まず歳入の部からでございます。14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額が4,698万円の追加。18款繰入金2項基金繰入金637万6,000円の追加。20款諸収入6項雑入38万9,000円の追加。21款町債1項町債1億9,410万円の追加。歳入合計といたしまして2億4,784万5,000円の追加をするものでございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。2款総務費1項総務管理費、補正予算額が430万6,000円の追加。6款農林水産業費1項農業費1,200万円の追加。8款土木費2項道路橋梁費621万3,000円の追加。10款教育費1項教育総務費2億2,532万6,000円の追加。

歳入歳出合わせまして、それぞれ歳入前の予算額が113億4,746万7,000円に対しまして2億4,784万5,000円の追加をさせていただきまして、補正後の予算といたしまして115億9,531万2,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。まず、上段からでございます。2款総務費1項総務管理費、事業名が庁舎等リニューアル事業で1億6,559万7,000円の繰越し。その下、事業名が電算システム開発業務委託事業で1,650万2,000円。

続きまして、3款民生費2項児童福祉費、つくし保育園施設改修事業で193万1,000円の繰越し。10款教育費1項教育総務費、学校教育施設改修事業で2億2,532万6,000円の繰越しとさせていただくものでございます。

続きまして、5ページ、第3表につきましては、地方債の補正でございます。

1つ目、追加となっておりますのが2つございまして、起債の目的でございますけれども、学校教育施設等整備事業債、限度額が1億8,210万円の追加をさせてい

ただくもの。その下、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債、農業水利で1,200万の限度額の追加ということになってございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

合計といたしまして、1億9,410万円の追加となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江です。

予算書の8ページなんですけれども、歳入で総務費国庫補助金ですけれども、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が入っています。391万7,000円。これを歳出のほうでは、住民課関係の業務に、電算システムですよね。10ページのほう、電子計算費ということでされるんですけれども、この内容とシステム改修の開発の内容と、その改修内容は国からの指示で、そのための補助金が、そうしてほしいという補助金が入ってきたものかどうかということについて答弁をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 行革・DX推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** 今ほどの御質問でございますが、議員おっしゃっていただきましたように、マイナンバー法等の改正に伴いまして、戸籍なり住民票等の記載事項に振り仮名を追加するものでの改修業務になります。令和5年度中に対象業務が拡大されて、国の仕様等が確定しないところもございまして、繰越しもさせていただくわけですが、本件については、その業務に係る費用でございまして、国の10分の10の補助となっております。

**○議長（村西作雄君）** 瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。

ですから、前に全協でも住民票のところに振り仮名をどうのこうのって聞いたように思ったんですけど、もうちょっと具体的な改修内容を教えてください。

**○議長（村西作雄君）** 行革・DX推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** 少し細かなお話にはなるかなとは思いますが、改修内容ということでございますので、システム上の改修、非常に多くございます。例えば、住民票の記載に振り仮名を項目を追加することになるんですが、住基ネットというシステムのサーバーの対応の改修であった

り、それから振り仮名を振るということになってきますと、各諸証明関係が出てきます。コンビニ交付の証明にも振り仮名が振ってきますので、そのコンビニ交付のシステムの改修の対応であったり、また戸籍そのもののシステムの改修も必要になってきますし、また、附票のほうの振り仮名も追加されるということでの改修、おのこのシステムの改修がございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田正利です。

予算の内容について根拠を知りたいので、ページ数が4ページ、教育費2億2,532万6,000円。概要のほうは3ページ。この辺の根拠といいますか、今、物価高騰による、非常にLEDとかでもすごい費用が上がっている中で、その辺も対応をされた率で概算を出されているんでしょうか。ちょっとその辺をお聞かせください。

**○議長（村西作雄君）** 教育次長。

**○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君）** 教育費、教育総務費の中の学校施設の改修事業というところで、合計で2億2,532万6,000円というところで、1つには委託料としてその設計監理委託業務474万1,000円。それから、あと工事請負費として秦荘西小学校のLED化というところで3,554万6,000円。それから、あと秦荘中学校のほうでは長寿命化というところで、今年度、令和5年度で体育館を行いまして、校舎棟というところで1億5,922万2,000円。それから、あと木質のバルコニーというのがございまして、それが2,581万7,000円で、中学校で1億8,503万9,000円ということで、内訳はなっておりますけれども、今の物価高騰に対してというところでは、十分に見られているかどうかというところ、私も回答はどうかというところがございますけれども、一定そういうことも含んで計上されているものと、計上したときにはそういう形でしているというところでは思っています。

**○議長（村西作雄君）** 1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** なかなか予測もつかないことやというのは十分理解はしております。ただ、私もよく携わる中で、この費用が妥当かと言われると、もうちょっと見とかなあかんのかなというふうに思っているんです。なので、あえてどのように概算費用として割増しをどれだけしたとかということまで、細かいところまでは結構なんですけれども、そういう検討がなされたのかどうかということだけちょっとお聞

きさせてもらって、答弁ありましたらお願いしまして。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 教育次長。

**○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君）** 本当の細部までやったというところになれば、やってないということでお答えになりますけれども、設計当時における段階で計上をしておりますので、不足についてはどうするのかということになれば、繰越事業ということになりますので、年度、令和6年度の予算の中で対応していくということになろうかと思っておりますけれども、細部までできていないというところではございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧すみ江君）** 議案第33号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）に反対を表明します。

本議案中、学校施設環境改善事業が交付認定されたことによる予算補正や公用車の事故による損害賠償の計上に対しては賛成します。

一方、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を受けて、システム改修を行う内容があります。マイナンバーカードの普及を請求したために、マイナンバー保険証等で他人の情報が流出する重大事案が発生しました。その改善のために、第11号補正予算でシステム改修が見込まれています。個人情報の漏えいを防止することができないことは明白であり、そのシステム改修のために地方の業務が増えることとなります。

健康保険証の廃止で、マイナンバーカード取得を事実上強制することになりかねません。もともと任意であるはずのマイナンバーカードの利用拡大を中止、断念することを求めて反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第33号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第17、議案第34号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは、補正予算書令和6年度と書いているものを御覧いただきたいと思います。まず、1ページをお願いをいたします。

議案第34号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,857万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9,257万9,000円とするものがございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものがございます。

予算書の2ページをお願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の部からでございます。13款使用料及び手数料1項補正予算額が1,000円の追加。14款国庫支出金2項国庫補助金1億1,305万1,000円の追加。15款県支出金2項県補助金88万円の追加。18款繰入金2項基金繰入金7,824万7,000円の追加。20款諸収入5項雑入8,750万円の追加。21款町債1項町債890万円の追加。歳入合計、補正予算額が2億8,857万9,000円とするものがございます。

続きまして、3ページ、歳出をお願いをいたします。

2款総務費1項総務管理費、補正予算額が1,295万2,000円の追加。3款民

生費1項社会福祉費、補正予算額が6,861万2,000円の追加。6款農林水産業費1項農業費1,010万円の追加。7款商工費1項商工費7,001万8,000円の追加。8款土木費2項道路橋梁費1億2,500万円の追加。10款教育費1項教育総務費12万円の追加。2項小学校費177万7,000円の追加。

歳入歳出とも、補正予算額といたしまして2億8,857万9,000円の追加で、補正後の予算額を110億9,257万9,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。1、変更。起債の目的、一般事業債でございますけれども、補正前額といたしまして2億5,230万円を、補正後の限度額といたしまして2億6,120万円とさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

合計につきましては、補正前を9億3,440万円を、補正後につきましては9億4,330万円とさせていただくものでございます。

あと13ページ、14ページ、15ページにかけましては、給与費明細書となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番、村田定君。

**○6番（村田 定君）** 6番、村田です。10ページの商工振興費、これのキャッシュレス、P a y P a yですね。これ、3,630万計上されています。これ、時期はいつからされるんかということと、それとP a y P a y、3回目なんですけども、やはり国、県の支出金、これをキャッシュレス、P a y P a yだけに使うというのは、ちょっともう3回しているんで、今まで2回で十分私は一定の効果が出せたかなと思います。

近隣見ましても、彦根市と長浜市ぐらいでほとんどP a y P a yというのはやっておりませんし、うちがP a y P a yやると、町外から使えるということで来られるということで、あんまり町内の、特に高齢者にはメリットがないと。私も実際、使っているかということ聞いたんですけども、例えば平和堂なんかで使えるんやったら、それはありがたいと。けれども、指定業者が限定されてくると、やはりその使用頻度



が低い。そういったことで、もっとやはり違った方向に使うことを考えたらいいんじゃないかな。

例えば、トイレの改修、これも大きな課題になっていますし、私、一般質問しましたように、博物館のトイレなんかはもう喫緊の課題だし、そういったものに充てられないのかなど。充てられなかったのかな。そういう検討されたのかなというふうに思います。そしてまた、今まで2回やられた効果、それはどのように検証されておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** 今回、国の重点支援地方交付金につきましては、これまでのコロナの臨時交付金とは違いまして、デフレ脱却という部分、言わば経済的な効果を主に掲げられております。また、物価高騰という部分に関しても、併せてそのような対応をしていくというところで、できる限り早い段階で住民の皆様に経済的な効果を持っていただくというところで、確かにおっしゃるとおり、P a y P a y につきましては、令和3年度から実施しているところもございます。

そういった中で、一定住民の方にも浸透してきているというところがまず第一でございます。村田議員おっしゃるように、例えば公共施設の改修等に充当してはという話もございますが、今回の国の方針の中では、そういった公共施設への充当というのは対象にはならないというような形、十分な理由がつくのであればというところの条件はあるんですけども、どちらにしても今回、今般の経済対策ということで実施するというものになっておりますので、目的としましては住民の皆様に使っていただけるような方法という部分がまず1つというところでございます。

あとP a y P a y の今の時期等につきましては、担当原課のほうでいまだ調整をしているところで、予算成立後、調整をしていくというような形になっております。これまでの経済効果につきましても、令和3年度におきましては1億800万円であったり、令和4年度では1億50万円等とかというところで、一定P a y P a y で利用しましたというか、交付金の金額を原資として大きな経済効果というものが出てきているという状況でございます。

いずれにせよ、住民の皆様がこの物価高騰と、あとデフレ脱却という国の方向性を達成するような形で、いち早く使っていただけるような施策として進めたいというふ

うに考えております。

**○議長（村西作雄君）** 6番、村田 定君。

**○6番（村田 定君）** 村田です。

副町長にちょっとお尋ねしたいんですけども、3年間頑張っていたいただいて、3月31日で任期を一応終わるといことなんですが、特に3年間はコロナ禍の中であったというふうなことだと思ふんです。

ですから、今おっしゃったように住民の経済効果ということ強く出しておられるんですけども、実際副町長が来られて、その3年間の中で、本当にこういったものが、住民の経済効果がどのようにあったのか。またどのように見えたのか、またそこら、実際、副町長の立場で見られた見解をお尋ねしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** ちょっとお答えをさせていただきます。

特にP a y P a yの件をおっしゃっているのかというふうに認識をしておりますけれども、過去2回、私も愛荘町の中で買物もさせていただいて、大変お店の方も喜んでおられるというのも直接聞いておりますし、じかに経済的な効果としては大変あったというふうに思っております。

また、私も聞いた範囲でございますけれども、今まで町外に買物に行かれていたり、あるいは町外のお店で使っていたんだけれども、このP a y P a yの事業があるので、町内の業者さんで活用されたと、お客さんが戻ってこられたというようなことを店舗の方もおっしゃっていたというのを聞いておまして、町内の方が喜ばれる、あるいは町外の方から呼び込む、そして事業者さん、町内の事業者さんもお喜びになられるということで、効果はあったというふうに認識をしておまして、それを3回目にも生かしていきたいというような状況であるというふうに認識をしております。

**○議長（村西作雄君）** 6番、村田君。

**○6番（村田 定君）** 6番、村田です。

次の質問で、これは11ページになるんですけども、町観光協会の補助金として1,770万見ているんですが、これは中山道愛知川宿街道交流館の飲食提供施設の運営に対して愛荘町観光協会振興対策事業補助金というようなことになっているんですけども、これ、あいしょう館並びに街道交流館、一応3月で指定者管理が替わるんですけども、今現在、商工観光課のほうにも大変いろんなお問合せやらが入っていると

思うんですけど、現状私たちも多くの人から、なくなったら不都合だし、どうなるんやということは聞いています。そういったことでこの運営に対しての予算だと思うんですが、この1,770万をどのような中身にされておられるのかお聞きをしたいと思っています。

特に運営方法は直営ということで、期間は1年、当分の間ということになっていきます。ですから、その直営で1年間、最高でも1年ということで、その後が見えない段階でどのようなものを設備されていかれるのかなど。そこら、しっかりしてもらわないと無駄になるものも出てくるでしょうし、また効果が十分に現れないんじゃないかなというふうに思いますので、その点をまずお尋ねをしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（阪本 崇君）** 今ほど御質問いただきました件につきましては、1,770万円の補助金という形で、観光協会のほうにお支払いして運営をしていただくというふうに思っております。運営形態につきましては、テナントという形で活用していただくということに対しまして、その運営に対する補助金ということで、人件費とその他の備品という部分で、補助金として見させていただいております。

おおむね人件費になるわけなんですけど、その他の備品に関しましては、補助金で購入していただくよう進めていくようにするものでございますが、事業終了後につきましては、その備品につきましては町に帰属していただけるようにお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 6番、村田君。

**○6番（村田 定君）** 6番、村田です。

1年という中で、どのように備品をつくって、どういうことをされていくんかと、もう1週間、10日ほどしかないわけですから、そこらのところちょっと見えないので、そここのところ、もう一遍追及したいと思います。

それと、令和6年度の当初予算では、前年度よりも1,500万減にされてきました。しかし、これ第1号補正で、もう既に2億数千万ということで、もうはるかにマイナスだった予算がこのようにもう増額になるわけです。ですので、この補正予算というのは、緊急性のあるものが補正予算であるのはやむを得ないと思うんですけど、当初予算に組み入れていけるものもあってですよ、そういったものが安易にその都度その

都度当初予算に出されてくるというようなことで、補正予算が非常に多いというふう  
に私、印象を持っています。そういう意味で、緊急性の高いものは別なんですけど、  
そこらをやっぱり慎重に補正予算というのは出していただきたいし、当初予算で組ん  
でないものについては、そこら慎重に考えていただきたいというふうに思います。

まず、商工観光課のほう、お願いします。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 補助金で見させていただいている1,770万円に  
つきましては、人件費と備品関係ということで、観光協会さんとの協議も進めさせて  
いただいたところでございますが、実際どういう形態というか、形態自身は今までと  
基本的に変わらないのかなというふうには思っておりますが、中身のメニューとかそ  
ういったものについては、まだ詳細はうちのほうとしては聞いておりませんのでよろ  
しくお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 2問目の。経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 2問目のほうの補正予算の考え方等について御説明  
させていただきます。

今ほど、議員もおっしゃられますように、当初予算のほうでしっかりとその年度に  
実施する事業を明確化して予算をつけるべきであるという考えは、予算担当の財政の  
ほうも承知はしております。

そうした中で、今回でも、国庫が絡みます地方創生臨時交付金等の国との予算の絡  
みもございますので、その辺、事業効果がしっかり現れるような形で補正予算を願  
いすることもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川です。愛知川交流館の件でちょっとお聞きした  
いんですけども、今現在は英会話教室をやっておられると思うんです。幼児と小学生  
低学年ですか。その方、やっぱり雇用を守ってほしいというふうに常々話していたと  
思うんですが、直営でやるに至って、これをそのまま継続でやっていただけるのかど  
うかというのをお聞きします。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 今ほど御質問いただいた件でございますが、今まで  
英会話教室、その他の教室もございました。その事業につきましては、今まで指定管

理者として運営されていた三和サービスさんのほうが自主事業として開催していただいていたような事業でございますので、今回、補正で3点ほど挙げさせていただいておりますけれども、今まで指定管理者さんが運営されていた事業に関しましては、引き続き行うことができないというような状況でございます。

そういった中で、貸し館業務等につきましては、4月以降も運営していくという形になりますので、今までとちょっと形は変わるかもしれないんですけど、貸し館で利用させていただいてそういった事業をやっていただきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（村西作雄君）** 3番、中川喜代和君。

**○3番（中川喜代和君）** 三和さんでできて直営でできないというのは、ちょっと私も腑に落ちないんですけども、これ、平成31年からずっとやっておられるんですよ。これはやっぱり続けてやらせていただくようお願いしておきますわ。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。10ページ、農林水産費のところですか。農業振興費。物価高騰でしっかりと予算つけていただいて、6年度耕作させていただきまますねやけど、まだまだ物価高騰する部分、まだこんなところでは愛荘町の農地が守れる状態じゃありません。もうちょっとしっかりした予算要求をしたいと思いますが、副町長答弁をお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** 農業予算に充実したものをというお問い合わせというふうを受け止めをさせていただきました。国の対応を踏まえて令和5年度に補正を予定をしておりましたものを、令和6年度に本省繰越ということで組み替えさせていただいて、この6年度の補正予算で執行させていただくところでございます。

その後といいましょうか、今後にも農業も含めて、いろんな産業が厳しい状況に置かれているということについて、町単独でどれだけのものができるのかというのは、なかなか議論が難しいところではありますけれども、国や県の動向も見据えながら、町の農業をはじめとする様々な産業が今後もしっかりと事業を営んでいただけるように、業を営んでいただけるようにというところは、意を汲んで、今後の対応ということについても対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。

しっかりとした大胆な予算を国、県とまた町のほうからもお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 先ほどの村田議員からの質問に関連してなんですけども、11ページの負担金及び補助金の交付、観光協会に出される1,770万円の内訳について教えていただきたいと思います。人件費は何人分を見ているのか。備品購入はどのようなものを購入をする予算を見ておられるのかということをお尋ねします。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 1,770万円の内訳でございますが、人件費につきましては、計7人分でございます。その7人の中で週6日のローテーションを組んでされていくということでございます。

それと、備品に関しましては、多くの備品がございますけども、代表的なものとしましては、冷凍庫や冷蔵庫、またレンジ等ございまして、その他としてコーヒーカップとか丼茶碗とか、そういったものを見させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（村西作雄君） 7番、上田君。

○7番（上田太治君） 概算で結構ですので、人件費に幾らを見ている、この内訳として。備品購入費に約幾らを見ているということをお知らせいただきたいと思います。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 人件費につきましては1,361万8,000円。備品関係でございますが、408万2,000円でございます。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。これより議案第34号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 全員起立です。よって、議案第34号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま議提2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議提2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議提第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第1、議提第2号 議会改革特別委員会の設置についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 追加議案として、議員提案をさせていただきます。

議提第2号 議会改革特別委員会の設置についてを提案させていただきます。朗読をもって提案とさせていただきます。

議提第2号、令和6年3月21日、愛荘町議会議長、村西作雄様。

議会改革特別委員会の設置について。以上の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

提出者、愛荘町議会議員、辰己 保。賛成者、愛荘町議会議員、森野 隆。賛成者、同、高橋正夫。賛成者、同、河村善一。賛成者、同、竹中秀夫君。

めくっていただいて、議会改革特別委員会の設置について、次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、議会改革特別委員会。

2、設置の目的、愛荘町議会委員会条例第5条。

3、目的、町民に身近な政府として、議決機関並びに監視機能を発揮するため、議

会の政策立案機能を高め、議会及び議員の活動の活性化と充実に必要な議会運営の理念と改革事項を定め、町民が持続的で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与する議会に向けて取り組むことを目的とした愛荘町議会改革条例を主軸に、愛荘町議会改革条例に関する条項などを検証し、愛荘町議会基本条例を制定する。

4、設置期間、愛荘町議会基本条例を制定するまでとし、閉会中もなお調査することができる。

5、定数5人。

以上を提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議提第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議提第2号 議会改革特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議提第3号の上程、説明、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第2、議提第3号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議提第3号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。



---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を14時15分といたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時15分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） 地方自治法第117条の規定により、河村副議長に交代します。

〔村西作雄君 退席〕

○副議長（河村善一君） ただいま村西作雄君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時17分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議長の辞職

○副議長（河村善一君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。

事務局に辞職願を朗読させます。森事務局長。

○議会事務局長（森 まゆみ君） それでは、申し上げます。

令和6年3月21日、愛荘町議会副議長様。愛荘町議会議長、村西作雄。

このたび、愛荘町議会申合せ事項第1条により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） お諮りします。村西作雄君から議長の辞職を許可すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、村西作雄君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

---

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。  
休憩 午後2時18分  
再開 午後2時18分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（河村善一君） ただいま議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を行うことに決定しました。

---

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。  
休憩 午後2時19分  
再開 午後2時20分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎選挙第1号の上程、選挙

○副議長（河村善一君） 追加日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。  
地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（河村善一君） ただいまの出席議員数は14名です。  
次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、村田 定君及び9番、外川善正君を指名します。  
投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（河村善一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（河村善一君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1番の議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（河村善一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6番、村田 定君及び9番、外川善正君の開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（河村善一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、森野 隆君7票、河村善一君6票、外川善正君1票。

以上のとおり、この選挙の法定得票数は4票です。

---

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時30分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（河村善一君） 投票の結果、森野 隆君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（河村善一君） ただいま議長に当選された森野 隆君が議場におられます。

愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。議長に当選されました森野 隆君から就任の挨拶があります。

**○5番（森野 隆君）** ただいま選任いただきました森野でございます。本当に、誠にありがとうございます。

今朝、外を見ておりますと、吹雪いております。私の心の中も嵐でした。今、外を見ますとどのような天気か分かりませんが、驚くほど高揚感は今、ございません。というよりも、緊張感のほうが増しております。

じゃあ、議長になっておまえは何をするんだと言われたときに、大きなテーマではありませんけれども、私は、議会の役割は執行部の監視からの脱却だと思っております。そんなことを申し上げますと、執行部の皆さんは監視されなくてよかったなと思っておられるかも知りません。じゃないわけなんです。監視されないからこそしっかりした政策を立案していただく。また、しっかりとブラッシュアップして提案していただく。そういったように、もしそれが駄目なら、議会としっかりとコミュニケーションを取って、議案を提出していただきたいと思っております。

私は、議長は町長の代理者ではないと思っております。そこには上下関係もなし、主従関係もない。議会は、執行部と対等な機関競争をしないといけないと思っております。そのためには何が必要か。それは、議員間討議、その充実だと思っております。よく言われておりますけれども、町長は独任制、議会は合議制、その2つが相まって、町民の方によりいい暮らしをしていただけるように一生懸命努力する所存でございます。何分、私もまだまだ青二才でございます。皆様の御指導がないと前には進めません。どうか皆様の御協力を切にお願いいたしまして、雑駁な話ではございましたけれども、議長就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

**○副議長（河村善一君）** 議長を交代します。暫時休憩します。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時35分

**○議長（森野 隆君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（森野 隆君）** ただいま河村善一君から副議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第117条の規定により、河村善一君の退場を求めます。

[河村善一君 退場]

---

○議長（森野 隆君） お諮りします。副議長辞任の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

○議長（森野 隆君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時38分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎副議長の辞職

○議長（森野 隆君） 追加日程第1、副議長辞任の件を議題にします。

事務局より辞職願を朗読します。

○議会事務局長（森 まゆみ君） それでは、辞職願を申し上げます。

令和6年3月21日、愛荘町議会議長様。愛荘町議会副議長、河村善一。

このたび、愛荘町議会申合せ事項第1条により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

よろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） お諮りします。河村善一君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、河村善一君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

---

○議長（森野 隆君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時40分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森野 隆君） ただいま副議長が欠けました。お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を行うことに決定しました。

---

○議長（森野 隆君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時41分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎選挙第2号の上程、選挙

○議長（森野 隆君） 追加日程第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森野 隆君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人、11番、瀧 すみ江君及び12番、竹中秀夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（森野 隆君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（森野 隆君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（森野 隆君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票をお願いします。11番、瀧 すみ江君及び12番、竹中秀夫君の開票の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（森野 隆君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、高橋正夫君6票、辰己 保君6票、外川善正君1票、河村善一君1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

---

○議長（森野 隆君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時52分

○議長（森野 隆君） 元へ。

---

○議長（森野 隆君） 高橋正夫君と辰己 保君の得票数は、いずれも4票で法定得票数を超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

高橋正夫君と辰己 保君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目のくじは、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は当選人を決定するためのものです。

まず1回目の、くじを引く順序を決めるくじを行います。高橋正夫君、辰己 保君、くじを引いてください。

くじを引く順序が決定しましたので報告します。まず初めに辰己 保君、次に高橋

正夫君です。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。1番くじを引いた方を当選人とします。辰己 保君、高橋正夫君、くじを引いてください。

---

**○議長（森野 隆君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後2時58分

**○議長（森野 隆君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（森野 隆君）** くじの結果、高橋正夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

**○議長（森野 隆君）** ただいま副議長に当選された高橋正夫君が議場におられます。

愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。副議長に当選された高橋正夫君から、就任の挨拶があります。

**○8番（高橋正夫君）** ただいま副議長に就任というか、当選いたしました高橋です。

くじの結果ということで、本当によかったなというのか、ほっとしているような状態でございます。

先ほど、森野議長が就任されまして、立派な挨拶をされました。私はその森野議長の補佐をする副議長として、一生懸命努めてまいりたいと思います。議会運営をしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、皆さんの御指導と御協力をお願いいたしまして就任の挨拶といたします。どうかよろしく申し上げます。

---

**○議長（森野 隆君）** 暫時休憩します。再開を17時、5時といたします。議員は役員改選がありますので、第4会議室に3時15分に集合してください。ここで本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長を行います。以上、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後4時28分

**○議長（森野 隆君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。



---

**○議長（森野 隆君）** お諮りします。ただいま指定1件、選任3件、報告3件、同意1件、選挙4件、議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、指定1件、選任3件、報告3件、同意1件、選挙4件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎指定第1号の上程、説明、決定

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第1、指定第1号 議席の変更についてを議題にします。

愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。変更した議席は、お手元に配付した議席書のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、指定第1号 議席の変更については、お手元に配付した議席書のとおり決定しました。

---

### ◎選任第2号の上程、説明、選任

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第2、選任第2号 常任委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条の第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

総務産業建設常任委員会に久保田正利君、小菅久宣君、澤田源宏君、村西作雄君、上田太治君、高橋正夫君、瀧 すみ江君、7人。

教育民生常任委員会委員に中川喜代和君、森野 隆、村田 定君、外川善正君、河村善一君、竹中秀夫君、辰己 保君、7人。

広報常任委員会委員に久保田正利君、小菅久宣君、中川喜代和君、村西作雄君、森野 隆、瀧 すみ江君、6人をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、選任第2号 常任委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

---

### ◎報告第2号の上程、報告

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第3、報告第2号 常任委員会正副委員長の報告についてを議題にします。

各常任委員会での互選の結果、総務産業建設常任委員会委員長に村西作雄君、副委員長に瀧 すみ江君、教育民生常任委員会委員長に竹中秀夫君、副委員長に河村善一君、広報常任委員会委員長に小菅久宣君、副委員長に中川喜代和君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

---

### ◎同意第10号の上程、説明、採決

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第4、同意第10号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

地方自治法第117条の規定により、6番、村田 定議員の退場を求めます。

〔村田 定君 退場〕

**○議長（森野 隆君）** 議会の監査委員の人選については、町長から議会において推選願いたい旨、申出がありましたから、議案について局長が朗読します。局長。

**○議会事務局長（森 まゆみ君）** 同意第10号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて。上記の議案を提出する。

令和6年3月21日、愛荘町長、有村国知。

愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて、愛荘町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、村田 定。

住所、生年月日は議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

**○議長（森野 隆君）** 本件は、愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第10号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立全員であります。よって、同意第10号 愛荘町監査委員の選任について同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

6番、村田 定議員の出席を求めます。

〔村田 定君 入場〕

---

### ◎選任第3号の上程、説明、選任

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第5、選任第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議長によって指名します。

議会運営委員会委員に中川喜代和君、村西作雄君、高橋正夫君、竹中秀夫君、辰己保君、5人を指名したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、選任第3号 議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

---

### ◎報告第3号の上程、報告

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第6、報告第3号 議会運営委員会正副委員長の報告についてを議題にします。

委員会での互選の結果、議会運営委員会委員長に辰己 保君、副委員長に村西作雄君、以上のおとり互選されましたので、報告します。

---

### ◎選挙第3号の上程、説明、決定

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第7、選挙第3号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

愛知郡広域行政組合議会議員に森野 隆、村西作雄君、外川善正君を指名します。

お諮りします。ただいま指名した3人を愛知郡広域行政組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3人が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。

森野 隆、村西作雄君、外川善正君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

### ◎選挙第4号の上程、説明、決定

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第8、選挙第4号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に久保田正利君、小菅久宣君、中川喜代和君、澤田源宏君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4人を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4人が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

久保田正利君、小菅久宣君、中川喜代和君、澤田源宏君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

### ◎選挙第5号の上程、説明、決定

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第9、選挙第5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定し

ました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に村田 定君、瀧 すみ江君、竹中秀夫君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました3人は彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3人が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

村田 定君、瀧 すみ江君、竹中秀夫君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

#### ◎選挙第6号の上程、説明、決定

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第10、選挙第6号 東近江行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

東近江行政組合議会議員に上田太治君、河村善一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました2人を東近江行政組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2人が東近江行政組合議会議員に当選されました。

上田太治君、河村善一君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

#### ◎選任第4号の上程、説明、選任

○議長（森野 隆君） 追加日程11、選任第4号 特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

予算・決算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、選任第4号 特別委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

---

#### ◎報告第4号の上程、報告

○議長（森野 隆君） 追加日程12、報告第4号 特別委員会正副委員長の報告についてを議題にします。

特別委員会で互選の結果、予算・決算特別委員会委員長に高橋正夫君、副委員長に村西作雄君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

---

#### ◎議提第4号の上程、説明、決定

○議長（森野 隆君） 追加日程13、議提第4号 議会運営委員会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長より、委員の任期中において閉会中も継続調査をしたいとの旨、申出がありました。閉会中の継続調査に付することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議提第4号 議会運営委員会

閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

---

### ◎議提第5号～議提第7号の上程、説明、決定

○議長（森野 隆君） 追加日程14、議提第5号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第16、議提第7号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したいとの申出がありました。閉会中の継続調査に付することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議提第5号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第6号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第7号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査にすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（森野 隆君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

---

### ◎町長挨拶

○議長（森野 隆君） 町長、閉会挨拶。

○町長（有村国知君） 令和6年3月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今議会に提案させていただきました案件は、人事案件9件、条例案件16件、財産の取得案件1件、契約議決案件1件、損害賠償案件2件、令和5年度補正予算7件、令和6年度当初予算並びに補正予算案件7件、合計43件でございました。慎重審議の上、全ての議案につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。

愛荘町の将来にわたる持続的な発展のために重要となる令和6年度の各種事業につきましても着実に取り組んでまいります。湖東三山館あいしょう並びに中山道愛知川宿街道交流館の2施設につきましては、4月から当面の間、町が主体となり、運営をさせていただきます。また、今年の秋には役場庁舎機能の集約と秦荘支所の設置を予定しております。町に奉職いただく各課にわたる職員にとっても、より連携しやすい、



物理的にも一体感のあるチームづくりができるようになりますので、主体的かつクリエイティブな行政サービスやまちづくりを住民の皆様とともに進めてまいりたいと存じております。

今後とも、議員の皆様をはじめ、住民の皆様のより一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念を申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（森野 隆君）** これをもって、令和6年3月愛荘町議会定例会を閉じます。大変御苦勞さまでした。

閉会 午後4時49分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長 (改選前)

令和 年 月 日 議 会 議 長 (改選後)

令和 年 月 日 議 会 議 員 7 番 (改選前)

令和 年 月 日 議 会 議 員 8 番 (改選前)